

内閣委員會議録第十一号

昭和三十年五月二十八日(土曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 宮澤 胤勇君

理事 高橋 誠一君 理事 辻 政信君

理事 江崎 眞澄君 理事 高橋 等君

理事 森 三樹二君 理事 田原 春次君

眞崎 勝次君 栗山 博君

山本 正一君 大坪 保雄君

田中 正己君 船田 中君

西ヶ久保重光君 石橋 政嗣君

鈴木 義男君 中村 高一君

出席國務大臣

法務大臣 花村 四郎君

出席政府委員

外務省政務次官 園田 直君

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

専門員 安倍 三郎君

専門員 遠山信一郎君

五月二十七日

委員橋樑渡君辭任につき、その補欠として眞崎勝次君が議長の指名で委員に選任された。

五月二十六日

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)
法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)
同月二十八日
恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九七

号)

同月二十七日

恩給法の一部を改正する法律の一部改正に関する請願(助川良平君紹介)(第一〇二七号)

同(古井喜實君紹介)(第一〇二八号)

同(龜山孝一君紹介)(第一〇二九号)

同(中川俊思君紹介)(第一〇三〇号)

同(有馬英治君紹介)(第一〇七一号)

同(首藤新八君紹介)(第一〇七二号)

同(前尾繁三郎君紹介)(第一一一八号)

恩給額調整に関する請願(首藤新八君紹介)(第一〇七三号)

旧軍人関係者の恩給不均衡是正に関する請願(野依秀市君紹介)(第一〇七四号)

養護教諭の恩給不合理是正に関する請願(前尾繁三郎君紹介)(第一一九九号)

薪炭手当制度化に関する請願(細野三千雄君紹介)(第一〇三二号)

東北地方各県に薪炭手当支給に関する請願(細野三千雄君紹介)(第一〇三二号)

静岡県伊豆長岡町外二箇町の地域給指定に関する請願(島山鶴吉君紹介)(第一〇三三三号)

高知県弘岡下ノ村外六箇村の地域給指定に関する請願(林讓治君紹介)(第一〇六八号)

高知県須崎市の地域給引上げの請願(林讓治君紹介)(第一〇六九号)

鳥根県平田市の地域給指定に関する請願(櫻内義雄君紹介)(第一〇七〇

号)

東北地方各県に薪炭手当支給に関する請願(淡谷修蔵君紹介)(第一一二〇号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

〇宮澤委員長 これより會議を開きます。

外務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、まず政府より提案理由の説明を求めます。園田外務政務次官。

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

第五条中「左の六局」を「次の七局」に、「情報文化局」を「情報文化局」に改め、同条に次の一項を加える。

2 アジア局に賠償部を置く。

第八条中第六号を第七号とし、第四号及び第五号を一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 賠償及びこれに伴う経済協力に関する条約その他の国際約束の実施に関すること。

第八条に次の一項を加える。

賠償部においては、前項第四号の事務をつかさどる。

第九条第四号を削る。

第十二条第二号中「国際約束」を「国際約束(第八条第一項第四号の国際約束を除く。)」に改める。

第二章第一節中第十三条の次に次の一条を加える。

(移住局の事務)

第十三条の二 移住局においては、次の事務をつかさどる。

一 海外移住に関する事務処理のための企画立案に関すること。

二 海外移住に関しあつせん、保護、促進その他必要な措置をとること。

三 海外移住に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

四 旅券の発給その他海外渡航に関し必要な措置をとること。

五 査証に関すること。

第十四条中「神戸移住あつせん所」を「移住あつせん所」に改める。

第十五条の二を次のように改める。

(移住あつせん所)

第十五条の二 移住あつせん所は、外国に移住しようとする者に対し、移住に必要な教養を与え、及び渡航に必要な手続をあつせんする機関とする。

2 移住あつせん所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 位置

神戸移住あつせん所 神戸市

横浜移住あつせん所 横浜市

3 移住あつせん所に、所長を置く。所長は、事務を掌理する。

4 前各項に規定するものを除くほか、移住あつせん所に関し必要な事項は、外務省令で定める。

5 第二十二條第二項中「在外公館」を「在外公館の種類」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

法務省 大臣官房 經理部

を

法務省 大臣官房 經理部

外務省 アジア局 賠償部

に改め

第一類第一号

内閣委員會議録第十一号

昭和三十年五月二十八日

第一類第一号

内閣委員會議録第十一号

昭和三十年五月二十八日

第一類第一号

内閣委員會議録第十一号

昭和三十年五月二十八日

第一類第一号

内閣委員會議録第十一号

昭和三十年五月二十八日

第一類第一号

内閣委員會議録第十一号

昭和三十年五月二十八日

第一類第一号

内閣委員會議録第十一号

昭和三十年五月二十八日

第一類第一号

内閣委員會議録第十一号

昭和三十年五月二十八日

○國田政府委員 ただいま議題となり
ました外務省設置法の一部を改正する
法律案の提案理由及び内容を説明いた
します。

まず提案理由を説明いたします。
今般の改正において、外務省とい
ましては、本省内部部局及び付属機
関につきまして、次の方針を持つてお
ります。

一に移住局を設置すること。二に賠
償部を設置すること。三に横浜移住
あつせん所を新設すること。
まず移住局の設置について説明をい
たします。

本邦人の海外移住に關しましては、
昭和二十九年度中、三千七百余人の計
画移民を送り出し、また本年度は、五
千五百人の送り出しを計画する等々々
著しい増加を見ておりますが、一方、
中南米の諸受け入れ国の受け入れ計画
ないし受け入れ態勢は、一般的対日感
情の好転とともに、わが国にきわめて
有利になってきております。政府とい
ましては、この好機を逸せず、わ
が国民の海外移住を一そう促進する方
針であります。

このために外務省の
移民関係担当部局を統合強化する必要
があると認められますので、現在欧米
局が所掌しております移民、渡航関係
事務を同局から分離し、新たに移住局
を設置し、同局にこれらの事務を統合
所掌せしめたい所存であります。

次に賠償部の設置について説明いた
します。ビルマ国との賠償及びこれに
伴う経済協力に關する協定は、去る四
月十六日効力を発生し、目下同国との
間に実施に關する細目取りきめを交渉
中でありまして、これに基づき、近く協
定実施の段取りとなる予定でありま

す。政府といたしましては、誠意に
持つて賠償義務を履行する方針であり
ますが、この実施業務を關係各省と密
接な連絡、協力を保持しつつ総合的か
つ円滑に遂行するため、アジア局に賠
償部を設置したい所存であります。な
お、インドネシア、フィリピン等との
間の賠償交渉が妥結いたしました際に
は、その実施業務も、この賠償部に所
掌せしめる予定であります。

最後に横浜移住あつせん所の設置に
ついて説明いたします。
さきに申し述べました通り、海外移
住は年々増加の趨勢にあり、政府も大
いにこれを促進する方針であります
が、これら移民に對しまして移住に必
要な教養を与え、及び渡航に必要な手
続をあつせんする機関といたしまして
は、現在神戸移住あつせん所一カ所で
あります。これでは、増大する移住
あつせん業務に支障を來たすおそれ
あるばかりでなく、東日本方面からの
海外移住者にはきわめて不便であり、
かたがたボリビア、コロンビア等の
国が、横浜にのみ領事館を設置している
という關係もありまして、この際、外
務省付屬機関として、新たに横浜移住
あつせん所を設置し、あつせん業務の
円滑化をはかりたい所存であります。

以上の方針をさらに実施に移すに
は、法律上、外務省設置法の一部を改
正する必要がありますので、今般この
改正法律案を提出する次第でありま
す。

以上が本法律案の提案理由の説明で
あります。
次に本法律案の内容の説明をいたし
ます。
まず移住局の設置につきましては、

外務省設置法第五条に本省内部部局と
して移住局を追加し、新たに第十三条
の二といたしまして同局の所掌事務を
規定し、同時に第九条の欧米局所掌事
務から移民、渡航に關する事務を削除
いたしました。

次に賠償部の設置につきましては、
第五条第二項といたしましてアジア局
に賠償部を置く旨規定し、さらに第八
条のアジア局所掌事務に賠償実施關係
事務を追加し、同条第二項に賠償部が
右の事務を所掌すべき旨、規定いたし
ました。なお、賠償部設置のため
は、国家行政組織法の一部改正を要し
ますので、これを本法律案附則第二項
に規定いたしました。

最後に、横浜移住あつせん所の設置
につきましては、第十五条の二を改正
しまして、神戸移住あつせん所に並ぶ
ものとして、横浜移住あつせん所を規
定した次第であります。

以上をもちまして本法律案の提案理
由及び内容の概要の説明を終ります。
何とぞ慎重御審議の上、すみやかに
御採択あらんことをお願いいたしま
す。

○宮澤委員長 本案に対する質疑は後
日に譲ります。

○宮澤委員長 次に法務省設置法の一
部を改正する法律案を議題とし、まず
政府より提案理由の説明を求めます。
花村法務大臣。

法務省設置法の一部を改正する法
律案
法務省設置法の一部を改正する
法律
法務省設置法（昭和二十二年法律

第百九十三号）の一部を次のように
改正する。
別表九中横浜入国者收容所の項を

川崎入国者收容所
別表十中名古屋入国管理事務所の項に次の一項を加え、神戸入国管理
事務所の項中「大阪府 京都府」及び「奈良県 滋賀県 和歌山県」を削る。

大阪入国管理事務所 大阪府 京都府 奈良県 滋賀県 和歌山県
別表十福岡入国管理事務所の項中「長崎県の内上郡、下県郡及び杵岐郡」
を「長崎県」に改め、大村入国管理事務所の項を削る。

別表十一中仙台入国管理事務所塩釜港出張所の項及び名古屋入国管理事務
所敦賀港出張所の項を削る。
別表十一中名古屋入国管理事務所伏木富山港出張所の項に次の二項を
加え、神戸入国管理事務所大阪港出張所の項、神戸入国管理事務所下津港出
張所の項及び神戸入国管理事務所舞鶴港出張所の項を削る。

大阪入国管理事務所大阪港出張所 大阪市
大阪入国管理事務所和歌山下津港出張所 和歌山市
別表十一中下関入国管理事務所広島島港出張所の項に次の二項を加え
る。

下関入国管理事務所尾道港出張所 尾道市
下関入国管理事務所宇部港出張所 宇部市
別表十一中福岡入国管理事務所唐津港出張所の項に次の三項を加え、
大村入国管理事務所長崎港出張所の項及び大村入国管理事務所佐世保港出張
所の項を削る。

福岡入国管理事務所長崎港出張所 長崎市
福岡入国管理事務所佐世保港出張所 佐世保市
福岡入国管理事務所厳原港出張所 長崎県下県郡厳原町

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。ただし、別表九の改正規定は、
公布の日から起算して一年をこえな
い範囲内において政令で定める日か

ら施行する。
○花村國務大臣 ただいま議題となり
ました法務省設置法の一部を改正する
法律案の提案理由を御説明いたします。

○花村國務大臣 ただいま議題となり
ました法務省設置法の一部を改正する
法律案の提案理由を御説明いたします。

○花村國務大臣 ただいま議題となり
ました法務省設置法の一部を改正する
法律案の提案理由を御説明いたします。

○花村國務大臣 ただいま議題となり
ました法務省設置法の一部を改正する
法律案の提案理由を御説明いたします。

○花村國務大臣 ただいま議題となり
ました法務省設置法の一部を改正する
法律案の提案理由を御説明いたします。

○花村國務大臣 ただいま議題となり
ました法務省設置法の一部を改正する
法律案の提案理由を御説明いたします。

○花村國務大臣 ただいま議題となり
ました法務省設置法の一部を改正する
法律案の提案理由を御説明いたします。

そこで、この際、羽田空港と横浜港

務所とほぼ相似した型の事務所として

出張所並びに福岡入国管理事務所厳原

は次会に譲ります。

られるというようなものについては、
今度の改築のうちに入っておるのでは

今度の改築のうちに入っておるのでは

をしておりませんが、よく御趣旨の点はわかりましたので、入っておればけっこうですし、おらなければ改築の面に十分に努力をいたしたいと存じます。

○森(三)委員 それは入っておらないのです。四、五年前から盛んに要求しておるのですが入っておらないのです。そこで、大臣のほかに局長もいらっしゃると思うのですが、この面についてひとつ来年度はぜひ改築していただきたいということを強く私要求しておきます。

○花村国務大臣 森委員の要望をいえるように最善の努力をいたしたいと存じます。

○宮澤委員長 本日はこれにて散会いたします。次会は公報をもってお知らせいたします。

午前十一時九分散会